

社会福祉法人そうそうの杜 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人そうそうの杜（以下「当法人」という）定款第8条および21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、理事会、評議員会の出席に応じ、次のように報酬を支給する。

役職	支給の単位	金額
理事	監査、理事会及び評議員会の出席につき	5,568円
監事	監査、理事会及び評議員会の出席につき	5,568円
評議員	評議員会の出席につき	5,568円

(前条の除外)

第3条 前条の支給対象たる役員等は、法人職員としての地位を有さない者に限り支給することとし、併給はしない。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月1日より施行する。